

3水推第1459号
令和4年3月8日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について

第204回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）により、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の一部改正が行われた。

今回の改正において、平成28年度の地方分権推進に係る都道府県からの提案を受け、現行の都道府県による貸付方式に加え、都道府県から資金貸付けを受けた融資機関が沿岸漁業従事者等に貸付けを行う転貸融資方式が導入されたことから、別添新旧対照表のとおり「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（54水研第611号農林水産事務次官依命通知）の一部が改正されたので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な実施に特段の配慮をお願いする。

なお、本次官通知については、令和4年4月1日から適用するので、併せて御了知願いたい。
以上、命により通知する。

○「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて（昭和54年4月27日付け54水研第611号農林水産事務次官依命通知）」一部改正 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1 都道府県が定める沿岸漁業改善資金貸付事業計画について</p> <p>1 都道府県は、沿岸漁業改善資金助成法第3条第1項及び第2項の貸付事業を行うに当たっては、毎年度、あらかじめ農林水産大臣に経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（<u>融資機関への貸付金を含む。</u>以下同じ。）のそれぞれについての事業計画を内容とする沿岸漁業改善資金貸付事業計画（以下「計画承認申請書」という。）を提出し、その承認を受けて沿岸漁業改善資金の貸付事業計画を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1により農林水産大臣の承認を受けて定めた貸付事業計画（以下「承認計画」という。）<u>における</u>経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の相互間に定められた貸付計画額の10分の30を超える変更については、1及び2の規定を準用する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 沿岸漁業改善資金貸付事業の実績報告について</p> <p>1 都道府県は、承認計画に基づき行った沿岸漁業改善資金助成法第3条第1項及び第2項の貸付事業の実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 都道府県が定める沿岸漁業改善資金貸付事業計画について</p> <p>1 都道府県は、沿岸漁業改善資金助成法第3条第1項の貸付事業を行うに当たっては、毎年度、あらかじめ農林水産大臣に経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれについての事業計画を内容とする沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認申請書（以下「計画承認申請書」という。）を提出し、その承認を受けて沿岸漁業改善資金の貸付事業計画を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1により農林水産大臣の承認を受けて定めた貸付事業計画（以下「承認計画」という。）<u>の沿岸漁業改善資金助成法第3条第1項の</u>経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の相互間に定められた貸付計画額の100分の30を超える変更については、1及び2の規定を準用する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 沿岸漁業改善資金貸付事業の実績報告について</p> <p>1 都道府県は、承認計画に基づき行った沿岸漁業改善資金助成法第3条第1項の貸付事業の実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>